

過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）の過疎地域の要件として新たに追加された人口要件及び財政力要件に該当する市町村について、過疎地域の市町村から除かれる基準として法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、四十億円とすること。（第一条関係）

第二 新たに追加された過疎地域の要件に係る沖縄の統計法により行われた国勢調査の結果による市町村人口は、法第二条第一項各号に規定する国勢調査の結果による市町村人口とみなすものとする事。

（第二条関係）

第三 新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数並びに人口減少率、高齢者比率及び若年者比率の算定方法を定める事。（第三条関係）

第四 市町村の廃置分合等があった場合における新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数の算定基準となる基準財政収入額及び基準財政需要額並びに人口の算定方法を定める事。（第四条関係）

第五 法第十二条第一項第二十三号の政令で定める施設として次に掲げる施設を追加するものとする事。

1 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含

む。次号において同じ。）

2 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道

（第六条第六項第一号及び第二号関係）

第六 この政令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。 （附則関係）